

1) 「NISA」って何だろう？ (P 138,189)

NISA は、令和 5 年度税制改正大綱等において見直しがされたため、以下に補足します。

テキスト掲載されているように、NISA 制度は、2023 年までは、「NISA」「ジュニア NISA」「つみたて NISA」の 3 つがありました。18 歳以上の成人については「NISA」または「つみたて NISA」のいずれかを選択して活用する形でした。

令和 5 年度税制改正大綱等において、2024 年以降、NISA の**抜本的拡充・恒久化**が図られ、**新しい NISA**が導入されました。

【新 NISA 制度のポイント】

- ・非課税保有期間の**無期限化**
- ・口座開設期間の**恒久化**
- ・つみたて投資枠と、成長投資枠の**併用が可能**
- ・年間投資枠の拡大

(つみたて投資枠：年間 **120 万円**、成長投資枠：年間 **240 万円**、合計最大年間 **360 万円**まで投資が可能。)

- ・非課税保有限度額は、全体で **1,800 万円**

(成長投資枠は、**1,200 万円**。また、**枠の再利用が可能**。)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔これまでのつみたて NISA 対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等 (注3) 〔①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ 型及び毎月分配型の投資信託等を除外〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
これまでの制度との関係	2023 年未までに一般 NISA 及びつみたて NISA 制度において投資した 商品は、新しい制度の枠外で、これまでの制度における非課税措置を適用 ※これまでの制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、これまでのつみたて NISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年未までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て